

# 遠隔離島における活動拠点の整備

○世界第6位の面積を有する我が国の排他的経済水域等には、海洋資源の賦存が確認。南鳥島及び沖ノ鳥島周辺海域においても、マンガンクラストや海底熱水鉱床等の海洋資源の賦存が確認。

○「低潮線保全法」\*及び同法に基づく「基本計画」に基づき、本土から遠隔の地にある特定離島(南鳥島、沖ノ鳥島)において、海洋資源の開発・利用など排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動拠点として、船舶の係留、停泊、荷捌き等が可能となる港湾施設(特定離島港湾施設)の整備と管理運営を行う。



\*低潮線保全法: 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律

## 【南鳥島】

- ・事業着手 平成22(2010)年度
- ・整備内容 岸壁(延長160m、水深-8m)  
泊地(水深-8m)  
(附帯施設含む)



## 【沖ノ鳥島】

- ・事業着手 平成23(2011)年度
- ・整備内容 岸壁(延長160m、水深-8m)  
泊地(水深-8m)  
臨港道路  
(附帯施設含む)

